



豊能町監査委員告示第1号

令和3年度定期監査結果に係る措置状況について、町長、町議会議長及び教育長から報告がありましたので、地方自治法第199条第14項及び豊能町監査基準第17条第1項の規定により措置状況の結果を次のとおり公表します。

令和4年3月31日

豊能町監査委員 長浜 裕一
同 針原 祥次



豊能総第 518 号
令和 4 年 3 月 31 日

豊能町監査委員 長浜 裕一 様
豊能町監査委員 針原 祥次 様

豊能町長 塩川 恒敏
(公印省略)

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

令和 4 年 1 月 28 日付け豊能監第 39 号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)	
所属	各所属の措置状況
行財政課 (出納室)	<p>● 監査委員の指摘事項(所属個別)</p> <p>● 基金の取扱いに関する財務規則の改正 令和2年度の決算審査において、財政調整基金をはじめ12基の取扱いが、会計年度を超える支出負担行為と振替基金が出納整理期間末に行われていたことから、不適切な命が指摘したところである。</p> <p>基金の会計年度所属区分は、実際の予算執行上極めて大切なものであり、予算執行上の都合で会計原則等に反したこと不明確な処理を防止する必要がある。</p> <p>統一化されたルールのもとで、基金の所属会計年度を明確にする必要があるため、財務規則の一部を改正されたい。 参考までに、大阪府では、「基金の年度区分は出納を行つた日に属する会計年度とする。」と明確に規定している。 (大阪府財務規則 第142条)</p>
出納室	<p>● 債権の現在高調書 町の債権額の把握については、財務規則に基づき「債券現在高調書」(第54号様式)が規定されているが、まず、第54号様式が存在しない。</p> <p>この様式が存在しないことは、財務規則第123条に基づく会計業務を行わないことであり、省略化できない業務である。財務規則の規定に従つて、第54号様式を整備されるとともに適切に業務を執行されたい。</p>

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)	
所属	監査委員の指摘事項(所属個別)
まちづくり 創造課	<p>● 地域公共交通基本構想推進事業 豊能町地域公共交通基本構想の長期計画では、「北大阪急行延伸等にあわせて阪急、バス箕面森町線をどきわ台まで延伸する」と示されているが、箕面森町線の延長が非常に難しくなっている具体的な理由は何か示されたい。</p> <p>箕面森町線延伸の課題として、運転士及び車両の確保や採算性の問題、また、補助金額の増額による町財政の圧迫などがあります。こうした課題を解決し、能勢電鉄から北大阪急行までの接続便を実現できるよう、引き続き協議を進めています。</p>
	<p>「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(以下、「活性化再生法」という。)に基づくマスター・プランとなる「<u>地域公共交通計画</u>」について、豊能町地域公共交通会議において、具体的に検討されているのか進捗状況を明確にされたい。</p> <p>地域公共交通計画の策定は、令和4年度、5年度の2ヵ年で行う予定にしています。 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会を設置し、その協議会において、検討をしていきます。</p>
	<p>● 公共施設再編検討委員会について、星急にホームページ上で議事録をはじめ会議概要、提出された資料を公開されたい。</p> <p>第1回から第5回までの委員会資料については、すでに掲載をしています。また、議事録につきましては、作成ができたら順に公開していきます。</p>
	<p>● 町ホームページのリニューアルと管理運営 町ホームページについて、使いににくいホームページであるので、全面的にリニューアルされたい。</p> <p>2月中に、リニューアル作業が完了予定です。3月1日より、新ページでの運用を行います。新ページでは、トップページの構成において、よく見られているページをスクロールせず表示をしたことで、これまで第1階層しかわからなかつたものが、第4階層まで見えるようになります。より目的のページにたどり着きやすいよう改善しています。</p>
	<p>町ホームページについて、ホームページの掲載等の管理のルーラ化を検討されたい。</p> <p>令和3年7月15日の「個人市民税の課税誤り」の報道発表資料が1カ月で削除されており、所属別にも記録が残つてしまいのでは、公文書を廃棄したのと同様であるので、ホームページの記載等の管理のルーラ化を検討されたい。(再掲)</p> <p>情報の管理にあたっては、平成27年3月に管理基準を定め運用しておりますが、ページの管理者については、各所属長が管理することとしています。 ご指摘の掲載等の管理のルーラ化は、どのような内容の情報をこれくらいの期間掲載するのかといった、情報公開制度にも関係する内容と認識しておりますので、関係課と検討を行っていきます。</p>

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)	
所属 秘書人事課	<p>監査委員の指摘事項(所属個別)</p> <p>● 職員給与決定のあり方</p> <p>【指摘1】(令和2年度) 本町の職員の給与改定のあり方について、国の改定ベースだけを捉えて改定しているので、大臣通知を熟知して大阪府人事委員会の給与実態調査結果も踏まえて適切に改定されたい。 期末・勤労手当については、本町と大阪府内の同規模の程度の民間事業者を抽出し比較検討することと、独自の改定期数を決定することは可能であると考えられる。</p> <p>【指摘2】(令和3年度) 今までのような国公準拠一辺倒による機械的な給与決定のあり方を見直すべきであり、業務的な専門知識のある有識者の参画も得て検討すべきである。</p>
	<p>人事委員会を置いていない市及び町村においては、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等も参考に適切な対応すること(R3.11.24副大臣通知)とされることは承知しているところ、民間給与実態調査においては人事院と都道府県で共同で実施していること、人事委員会設置の市町村に対して国家公務員との給与水準との均衡にも十分留意することが求められていることから、現段階で大阪府人事委員会の給与実態調査の結果については、参考にさせていただきます。</p> <p>国公準拠については、法の趣旨に沿ったものと理解しているところであり、現段階で国公準拠の給与決定のあり方を見直す予定はありません。</p>
	<p>● 定員管理のあり方</p> <p>【指摘1】 町の将来像を見据えて、「職員給与決定のあり方」と併せて、公共施設再編検討委員会と同じような問題意識で、人口減少に伴う適正な職員数や定員管理のあり方をはじめ、効率的な組織のあり方、頑張った職員が報られる給与制度などについて、有識者からなる検討する組織を設置されたい。</p> <p>頑張った職員が報われる制度については、人事評価制度により給与面について反映しています。定員管理の考え方には、厳しい予算の中で有識者からなる外部組織に委ねる予定ではなく、引き続き類似団体の状況を踏まえ、内部で任用形態や必要性を検討していきます。</p>

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)	
所属	監査委員の指摘事項(所属個別)
秘書人事課	<p>● 職員厚生会補助事業 【指摘1】他社の福利厚生企業との比較検討を行い、本事業全体の見直しを検討するよう指摘（令和2年度）</p> <p>【指摘2】</p> <p>①令和2年度補助金実績報告の提出及び補助金確定通知の一連の補助金手続きを早急にに図られたい。 ②補助事業が中止となれば補助金の返還義務が生じるため、補助金の返還手続きを早急に取られたい。 ③元気回復に向けたレクリエーション事業のあり方にについて早急に検討されたい。 ④他社の福利厚生企業との比較検討を行い、本事業全体の見直しを検討するよう指摘（令和2年度）</p> <p>少なくとも原契約は今年度内に早急に解約し、町民の理解が得られる制度の再構築に向けた検討を進められることを要請する。（令和3年度）</p> <p>⑤任命権者をはじめとする職員一人ひとりが、定められたルールを守り、一円たりとも税金を無駄に使わないという規範意識や倫理観を持ち、最小の経費で最大の効果が得られるよう、責任感を持つて最大限努力されたい。</p> <p>⑥公課費として課税される根拠が不明であるため、これらの内容を明らかにされたい。</p>
	各所属の措置状況 職員厚生会補助事業については、過去の判例に沿つて適切な事業が実施されているか判断し、補助を行ふものとします。

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)	
所属	各所属の措置状況
秘書人事課	<p>● 広報業務の強化</p> <p>【指摘1】町が主催する外部の有識者を含めた会議、各種審議会をはじめ町民にとって重要な会議などは、議事録を作成することで、資料については個人情報に関わるものには除き全て公開すること、会議後、一定の期間を定め公表時期を統一することなどを基本ルール化した「会議の公開に関する指針」を定められた。</p> <p>● 広聴業務の強化</p> <p>【指摘1】町長をはじめ幹部職員、全職員に情報共有されるシステムを構築され、併せて市民から寄せられた意見を全て公開して「意見の見える化」を検討し、住民ニーズを把握されるとともに広聴業務の強化を図られた。</p>
行財政課	<p>● 住民に分かりやすい行財政改革の進捗状況 (前文略) 住民の皆さんに、可能な限り数値化でお示しし理解しやすく具体的に分かりやすいうように「進捗状況の見える化」を図られたい。</p> <p>● 遊休地の売却 売却予定地を購入するかどうかの判断は、町民であり事業者である。今後遊休地の売却にあたっては、売却予定地の規模の大小に関わらず毎年度売却可能な土地の一覧表を全て公開され、売却業務を行われたい。</p> <p>● 公園・街路樹・河川・道路等の町有地管理業務(再掲) 公園等の清掃業務については、業者にすべて委託するだけではなく、危険が伴う作業を除き地域住民との協働により、経費節減効果もあるのではないかと検討されたい。</p>
	<p>情報公開条例第29条で会議の公開について規定されており、大阪府はそのあたり方にについて情報公開担当で指針を策定されているところです。 本町においても指針策定について、策定期も含めて町情報公開担当課と協議していきます。</p> <p>● 住民から寄せられた意見(要望)については、すでに担当課から町長まで情報をお伝えしています。 意見の見える化については、センシティブ情報が多く含まれるため公開はなじまないと考えます。よくある問い合わせ等については、HPで紹介するなど原課対応としています。</p> <p>「豊能町行財政改革プラン2019」については、令和元年8月に策定された時点では、数値目標は設定しておりませんでした。効果額を示しにくいものもあるためですが、今後、取組結果として、効果額を算出できるものについては、数値化を行っていき、分かれやすい進捗状況を示していきたいと思います。</p> <p>普通財産においては、緑地などが多く、隣接地等との境界が確定されていないところが大部分であります。売却後のトラブルを回避するためにも隣接地との境界確定が必要であります。別途費用と時間とが必要となるため、まずは売却可能な土地の整理を行い、売却業務を行っていきたいと思います。</p> <p>町有地の管理業務については、他の自治体の取組みなどを参考にし、また、公園、街路樹、河川、道路等の管理を行っている関係課の取組み状況の確認を行い、行財政課管理の町有地で取り組めるものがあれば、取り組みを行っていきたいと思います。</p>

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)	
所属	監査委員の指摘事項(所属個別)
総務課 (消防担当)	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防団員のあり方検討 少子高齢化の進行に伴い、消防団員の減少が避けられないのが現状であり、新入団員の確保も困難となつてきている。新入団員の加入促進なども大事であるが、今後10年先、20年先の人口減少を考慮して消防団のあり方も検討されたい。
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続開拓においては、デジタル庁が発足しデジタル化が急速に展開されている。地方公共団体においても優先的にオンライン化を推進すべき手続き(参考②)を示しており、情報収集を図られたい。

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)	
所属	各所属の措置状況
税務課	<p>監査委員の指摘事項(所属個別)</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人住民税・府民税の課税誤り 納税者の信頼回復向け確実に再発防止策を実行されたい。 <p>令和3年7月15日の「個人住民税の課税誤り」の報道発表資料が1ヶ月で削除されており、所属別にも記録が残っていないのは、公文書を廃棄したのと同様であるので、ホームページの記載等の管理のルール化を検討されたい。(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 税の公平性の確保 徴収権消滅までに悪質な納税者を見逃さないよう、税の公平性が保られるよう努力を行わねたい。
住民人権課	<p>監査委員の指摘事項(所属個別)</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人住民税・府民税の課税誤り 納税者の信頼回復向け確実に再発防止策を実行されたい。 <p>本件は、「公的年金支払い報告書」の電子データをエルタックスから、町のシステムに取り込む際、一人の職員で作業を行っていたため、確認作業が不十分であったことが原因で発生したものでした。本課としても、この事態を重く受けとめているところであり、現在、令和4年度の当初課税に向け作業を進めているところですが、適正な手順で業務を進めるとともに、複数の職員での確認作業を行うことで、徹底した再発防止に努めてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 税の公平性の確保 徴収権消滅までに悪質な納税者を見逃さないよう、税の公平性が保られるよう努力を行わねたい。
環境課	<p>監査委員の指摘事項(所属個別)</p> <ul style="list-style-type: none"> シティープロモーション推進事業や女性活躍人材育成事業では、自主的な活動が見込める段階になり、一定の成果があつたものとし、シティープロモーション推進および女性活躍人材育成のどちらの事業も令和3年度で終了します。 <p>次年度以降は、社会情勢の変化に対応した施策の推進を図るために、男女共同参画室に組織を改編し、誰もかが性別を意識することなく活動できる社会の実現を目指します。令和4年度は、男女共同参画プランの更新に向けた住民意識調査を実施する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の目指す到達点 シティープロモーション推進事業や、女性活躍人材事業は、全国の地方創生事業の取り組みとして3年間実施されてきた。地域でのファシリテータの育成の支援など一定の効果があつたと思われるが、今後の展望として、どこまで応援しただければ自立的な展開が図れるのか、これら事業の到達点をお示しされたい。 <ul style="list-style-type: none"> ごみ減量化の目標設定値 (前文省略) ごみ減量化の目標値は、家庭系と事業系のごみ排出量の合計値を母数としているが、上表に記載のように事業系ごみの10年間の減少率が約1割程度であり、家庭系ごみの約半分程度の減少率である。したがって、今後、減量目標値の設定にあたっては、平成28年度以降のデータの推移も分析され、事業系ごみの減少に向けた減量化施策の重点化と、ごみ排出量の目標設定値を家庭系ごみと分けて設定すべきと考える。 なお、住民や事業者の皆様には、ごみの減量化及び資源化に向けて、これまでご努力をいただいているが、引き続き、さらなるご協力をお願ひいたします。

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)	
所属	監査委員の指摘事項(所属個別) 各所属の措置状況
環境課	<p>●ごみの収集運搬方法</p> <p>・現在の家庭系ごみの収集運搬方法については、可燃ごみ・類等を職員により収集運搬する直営方式とカン・ビン・類等を民間事業者が収集運搬する委託方式によるものがあるが、可燃ごみ類等の直営方式には、技能労務職の高齢化とともに直営方式の収集体制には限界が来つつある。</p> <p>・このことは、第2次豊能町ごみ処理基本計画(平成29年3月策定)の課題整理においても、本町の財政状況やごみ量など様々な状況を踏まえ、より効率的な収集運搬に向け、将来的に民間委託を検討する必要があると報告されている。</p> <p>・ごみ収集運搬方法を一斉に民間委託方式に切り替えることは、現実的に難しいと思われるため、職員の退職動向も踏まえながら現時点から目標年次を定め、民間委託方式へシフトできるよう計画的、段階的に準備を検討されたい。</p> <p>・なお、非常災害時ににおける収集運搬方法については、本町が被災地となつた場合を想定して全ての行政分野で総合的に検討すべき課題である。</p>

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)	
所属	各所属の措置状況
環境課	<p>監査委員の指摘事項(所属個別)</p> <p>● 技能労務職の時間外勤務手当 令和2年度の技能労務職(青掃業務)の時間外勤務手当に ついては、約340万円(1,107時間)を支出しているが、休日勤務手当ではなく時間外手当として支給している。休日に勤務手当を命ぜられた職員に対しては、給与条例により休日勤務手当の支給規定はあるものの、一般行政職についても、代休に振り替えているのが現状である。このため、一般行政職と技能労務職との手当支給の公平性の観点、及び現在の財政状況を鑑みれば、是正するにあたっては、時間外勤務手当を休日勤務手当に変更して支給するのではなく、職員の勤務時間条例第9条ただし書き規定(※1)を適用し、一般行政職と同様に年間の代休日をあらかじめ指定することを検討されたい。</p> <p>例えば、令和3年度の国民の祝日にに関する法律に基づく休日は16日と定められている。この休日に可燃ごみ収集日が重なる日数は年間15日があるので、代休日を指定することは十分可能である。</p> <p>(※1)職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条(ただし書き) 公務運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員については、任命権者がこれを定めることができる。</p> <p>現在、休日勤務の手当てを時間外勤務手当として支給しているが、令和4年度からは休日勤務手当に改めます。休日勤務を代替的に振り替えることには、全てを振り替えることで業務の安定的な継続に支障を来す可能性も否定できないことがあります。しかし今は休日勤務手当を支給することで対応したいと考えます。しかしながら、ローテーションを工夫することなどにより、全体的な経費の削減に努めています。</p>
建設課	<p>● 国道423号のインフラ整備 町内金石橋から箕面市止々呂美区间の全面的な拡幅について、要望活動はされているようであるが、何が問題で進まないのか進捗状況も含めて、今後の対応方策を具体的に示されたい。</p> <p>大阪府が重点的にインフラ強化を検討していくる骨格道路(大阪府が10年間、重点的に道路ネットワークを整備強化していく路線)の中に、国道423号(止々呂美～電岡間)は含まれていないことから、抜本的な拡幅改良は困難な状態と考えられますが、引き続き本町における上記区間ににおいて、全体的及び部分的危険箇所である以下の点について申し出をしていきます。</p> <p>①部分的な拡幅整備に加え、緊急輸送路である国道423号は、国土強靭化の観点からも全面的な拡幅改良の検討をお願いしたい。 ②木代地区においては、新しい事業所が当該道路沿いに開所され、歩行者通行量の増加が見込まれ、歩車分離が確立されない箇所について、歩道の整備の検討をお願いしたい。</p> <p>● 地籍調査の効果 地籍調査の結果のデータは、固定資産税の徴収漏れの防止のために税務課へ情報共有されたい。</p> <p>調査結果を税務課へ報告します。</p>

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)	
所属	各所属の措置状況
都市計画課	<p>● 光風台6丁目緑地災害復旧工事</p> <p>住民の生命・財産を守るのが行政の責務であるとの認識のもと、一日も早く近隣住民の不安感を解消するためにも、関係各方面との協議や設計施工業者への指導など全庁上で全力で取り組み、本復旧工事を早期に完了させたい。</p> <p>「光風台6丁目緑地災害復旧工事」につきましては、令和3年9月8日付けで工事請負契約を締結し、令和4年3月の完了を目指しましたところです。しかし工事を着工するにあたり同年10月7日に法面養生のブルーシートを外したこと、被災法面上部に約45mに渡つて新たにクラックが発生し、再度崩落の危険性のあることが判明しました。</p> <p>そのため本復旧工事を中断し、影響する6世帯に避難指示を出すとともにに避難所を開設。併せて大阪府及び学識経験者らに意見を求め、復旧工法の再検討を行い、まず安全対策工事(防護柵の設置)を施工(11/25～12/10)し、新たな復旧工法について令和4年1月7日に国の了承を受けたことから、本復旧工事を再開しました。</p> <p>工事完了までは、梅雨時期や台風時期もあるため、工事の安全管理等十分に注意しながら施工監理に努めてまいります。</p> <p>工事完了予定:令和4年12月23日</p>
	<p>● 下水道ストックマネジメント実施方針(1)</p> <p>令和元年6月に下水道ストックマネジメント実施方針を策定され、この実施方針に基づき、管路施設及びポンプ場施設の点検調査や改築設計工事を確実に実施されたい。</p> <p>令和2年度と「豊能町下水道ストックマネジメント実施方針」に基づき、管路施設やポンプ場設備の点検調査を実施し、令和4年度も同じく点検調査を実施予定です。</p> <p>今後は、令和5年度に「豊能町下水道ストックマネジメント実施方針」を見直し、令和2年度からの点検調査結果に基づき、優先順位を定めたうえでの改築更新計画を策定し、引き続き点検調査業務を進めるとともに、改築更新工事を並行して実施していくます。</p>
	<p>● 下水道ストックマネジメント実施方針(2)</p> <p>特に、令和6年度以降の公営企業会計への移行にあたって、担当職員が専門的な会計知識の取得や会計処理に精通していなければ実現できないので、今後、早急に人材の育成を図られたい。</p> <p>公営企業会計への移行にあたっては、令和3年度から令和5年度にかけて、その支援業務を業者委託しており、その業務の中では、日本下水道事業団ほか各種団体の開催する研修への担当職員の積極的な参加をしています。</p>
	<p>● 下水道ストックマネジメント実施方針(3)</p> <p>また、総務省は公営企業会計の適用について、所要経費に対する地方財政措置の拡充や公営企業経営アドバイザー派遣事業等の支援措置などを講じているので、公営企業会計の適用など社会資本整備総合交付金等の要件化に遺漏のないよう準備を進めたい。</p> <p>公営企業会計への移行にあたっては、令和3年度から令和5年度にかけて、その支援業務を業者委託しており、その費用について地方財政措置を見込んでいるとともに、各種支援制度を活用し、令和5年度の地方公営企業法適用、令和6年度予算からの公営企業会計化により、社会資本整備総合交付金事業の要件をクリアしてまいります。</p>

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)	
所属	各所属の措置状況
都市計画課	<p>● 監査委員の指摘事項(所属個別)</p> <p>これまで公園・街路樹・河川・道路等の町有地管理業務は、町内最大の事務所である役場が発注して、業者へ委託しているが、住民との協働やワークシェアリングの観点から、危険が伴う作業は除き、公園清掃など業務の一部については、自治会などを通じて住民のボランティア活動としてお手伝いいただくことを検討されたい。</p> <p>清掃等を業として行なわれている団体を除き、住民のボランティア活動、高齢者の生きがいづくり、地域への貢献といった趣旨である。あくまで、自治会などの組織を通じて行うもので、府内の最低賃金程度の協力金は必要と考えるが、業者へ発注するよりも安い経費で清掃業務等が出来て、経費削減の効果もあるので、是非検討されたい。</p> <p>これまでも公園や街路樹等の清掃業務は、住宅地の外周部に面する緑地の管理についても、一部の住民と協定を締結しボランティアとして無償で管理しているところもあります。</p> <p>今後も他の自治体の取組みなども参考にしながら、将来に負担をかけないような維持管理の取組みができるよう検討してまいります。</p>

②令和3年度定期監査結果に基づく総括・共通事項の措置状況について(報告)

監査委員の指摘事項(総括・共通事項)～子育て世代への応援と定住化の促進～		総括・共通事項の措置状況
1 子育て世代へ	「縁壇かな環境で子育てが実感できる街」を共通施策として、一担当課だけでなく全庁一丸となって子育て世代を応援するとの共通認識のもとで、行財政改革を徹底し財源を捻り出され「子育て世代への応援」の具現化を図られたし。	人口減少に歯止めをかけるためには、子育て世代が安心して子どもを産み育てられる環境を整えることは必要不可欠です。令和4年度から10年間の計画期間である総合まちづくり計画においても、「安心できる出産と子育て環境」、「子育て家庭へのサポート」などの施策に円内で横断的に取り組むこととしています。財源確保の課題にあたっては、や公民連携などの手法を活用し、選択と集中を行なながら、限りある財源を効果的に配分し、施策の実現に向け推進していきます。
2 地域公共交通計画の策定	「地域公共交通計画」は、住民に身近な地域交通の具体的なメニューを検討するものであり、まちづくりのハッククラウンドともなるマスタープランでもあるので、住民とも協議し早期に策定されたい。	地域公共交通計画の策定は、令和4年度、5年度の2ヵ年で行う予定にしています。地域公共交通の活性及び再生に関する法律に基づく協議会を設置し、その協議会において、検討をしていきます。
3 極端な公共交通延伸の発着点がときわ台駅か光風台駅かで議論されているようだが、未だに結論が出ないのは何が課題であるのか、論点を明確にされたい。また、ときわ台駅前のバスロータリーや駐輪場の整備に約6,800万円を費やした整備目的は何か明確にされたい。	箕面森町線延伸の発着点がときわ台駅か光風台駅かで議論されているようだが、未だに結論が出ないのは何が課題であるのか、論点を明確にされたい。また、ときわ台駅前のバスロータリーや駐輪場の整備に約6,800万円を費やした整備目的は何か明確にされたい。	交通施策については、平成26年4月に策定した基本構想を基に推進してきました。箕面森町線延伸の筋節点は、ときわ台駅を想定したもので、これまで駅前や駐車場の整備を行なながら、延伸協議を行っているものです。しかし、ときわ台地区内道路において、路線バスが走行するのに十分道路幅が確保できていない箇所や安全対策を講じなければならない箇所が多くあることから、安全対策ができるまでの間は、既定の豊能西線に合わせて光風台駅を活用する方法も検討しているところです。
	「子育て世代への応援」～「定住化への促進」へと、未来に向けた大きな流れとするためには交通網の整備が不可欠で、箕面豊能駅から豊能駅に繋ぐこととがまちづくりの重要な架け橋であり、本町の命運がかかるつていると言つても過言ではない。	引き続き、能勢電鉄と北大阪急行線の接続を目指した地域公共交通網の充実を目指しながら、一方で、交通は利用者がいないことには維持できないと考えていますので、利用促進策もあわせて検討していきます。
	(1)職員厚生会補助事業(一部再掲) 委託料の積算根拠である一人当たりの会費が高いため、他社の福利厚生企業との比較検討を行い、本事業全体の見直しを検討するよう指摘(令和2年度)した。 補助金の返還手続きをはじめ額の確定通知、実績報告など補助金交付規則に基づき適正に措置された。	職員厚生会補助事業については、過去の判例に沿って適切な事業が実施されていいかるか判断し、補助を行なうものとします。 補助金の返還手続きを進め、その他指摘のあつた事項について、町補助金交付規則に基づき適正に事務処理を行いました。
	(2)豊能町学校給食会補助金(一部再掲) 補助金の額の確定通知が交付されていなかつたため、町補助金交付規則に従い適正に手続きを進められたい。前年度の緑越金の内容を精査されるとともに、補助金の返還手続きを適正に措置されたい。	豊能町学校給食会補助金や、豊能町社会教育関係団体活動費補助金交付申請書に基づき、豊能町体育連盟、豊能町連合なども会育成会、豊能町小学校区青少年育成協議会あてに行なう補助事業については、実績報告書に基づき補助金額を確定し、適正に事務処理を行うことで、緑越等の無いように努めます。

豊能議第170号
令和4年2月22日

豊能町監査委員 長浜 裕一 様
豊能町監査委員 針原 祥次 様

豊能町議会議長 管野英美子
(議長印省略)

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

令和4年1月28日付け豊能監第39号で通知のあった標記の件について、
別紙のとおり報告します。

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)	
所属	各所属の措置状況
議会事務局	<p>監査委員の指摘事項(所属個別)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 委員会審議のインターネット公開 <p>現在、本会議はインターネットで公開されているが、委員会については、議事録は公開されるもののインターネットで公開されないため、住民からすれば何が課題となるべき議論がなされて議案が成立したのかなど議論のプロセスがよく分からないのが現状である。</p> <p>委員会においてもインターネットが使用できるように府舎内のWi-Fi環境の整備を図るとともに、課題となっている委員会運営については、どのようにすれば公開できるのか、議会と理事者双方が真摯に議論され、住民目線で実現に向けて検討されたい。</p> ● 議案書等のペーパレス化 <p>議会ICT化事業として、議会放映システム事業、議事録作成システム構築事業などをはじめ、ペーパレス化のためタブレット端末の購入の予算措置がされている。特に、タブレット端末を活用した議案書等のペーパレス化については、単に消耗品の削減だけでなく、職員の事務作業の軽減(印刷・製本・差し替え作業など)を図ることができる業務の効率化にも資するため、早期に実現されたい。</p>

豊能教総第 929 号
令和 4 年 3 月 31 日

豊能町監査委員 長浜 裕一 様
豊能町監査委員 針原 祥次 様

豊能町教育委員会教育長 森田 雅彦
(公印省略)

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

令和 4 年 1 月 28 日付け豊能監第 39 号で通知のあった標記の件について、
別紙のとおり報告します。

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)	
所属	各所属の措置状況
教育総務課	<p>● 豊能町学校給食会補助金（一部再掲） 補助金の額の確定通知は交付されないなかつたため、町補助金交付規則に従つて適正に手続を進められたい。 補助金の返還手続きを適正に措置されたい。</p> <p>● 幼児教育・保育の無償化（再掲） 先進的に取り組みを進めている市町村においては、国制度と併せて、0歳～2歳の無償化を進めている。令和2年度現在65人の幼児を保育しており、無償化の取組みをさらに進めることで、財源を確保し、財源を確保する必要があります。このためには、15,686千円の財源の確保が必要となる。行政改革を徹底して子育て世代への応援のため、財源を確保して実現を図らたい。今後の本町のまちづくりにも波及効果が大きいものと考えられるので、最重点施策として優先的に取り組まれたい。</p> <p>(総括・共通事項) 子育て世代への応援と定住化の促進 ・全庁一丸となって子育て世代を応援するとの共通認識のもとで、行政改革を徹底し財源を捻出され「子育て世代への応援」の具現化を図られたい。</p>
こども育成課	<p>● 豊能町学校給食会運営補助金交付要綱の改正を行い、以降、適正な補助金交付手続きを行うこととした。 ・前年度までの繰越金は令和3年度中に返還することとしました。上記2点について、3月に開催予定の令和3年度豊能町学校・幼稚園給食会総会において報告後、速やかに手続きを行います。</p> <p>0歳児～2歳児が無償化になつた場合は、働く方が増加し保育所等に預ける方も当然増加すると考えられます。そうなりますと本当に不足の問題を解消する必要があります。このため、現在のどこの幼稚園教育無償化につきましては、国基準で進めてまいりたいと考えております。</p> <p>0歳児～2歳児を無償化した場合は、この保育料を町単費で支出することになりますので、財源確保について調整が必要となります。</p>
義務教育課	<p>● 学校内の相談機能の強化 小中一貫校の準備が進められているが、令和4年度から小学校5年生、6年生が中学生と同じ校舎で学ぶことになり、学校、教育委員会など大人たちが決められたルールに小学生たちは戸惑いや不安感もあるのではないかと思われるので、子どもたちの内面的な心情にも十分に配慮されるよう学校内の相談機能を強化されたい。</p> <p>現小学4・5年生の該当児童には、小中一貫校への移行のリーフレットを渡し、質問を受けていますので、その質問に対する回答を中心に行いました。説明会終了後に該当児童に対しアンケートを行つたところ、75%の児童が「不安が減った」と回答しています。</p> <p>また、3学期内には現小学4・5年生の該当児童が中学校校舎を訪問し、校舎内巡りや、中学校の生徒会より学校生活や生徒会活動についての説明を受け、それにに対し質疑応答を行つ時間を利用しました。</p> <p>他にも、中学校校舎の方では、中学校のスクールカウンセラーや心の相談員（生徒の日常の悩みや進路の相談を受ける職員）を配置し、中学生だけではなく新小学5・6年生の対応もしていく予定です。そして、教職員も小学校から複数名の職員が一緒に中学校校舎で授業を行うことになります。新しい学校生活に不安感を持つている児童に対し、教職員全員が連携し見守る体制を整えていきます。</p>

①令和3年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)	
所属	各所属の措置状況
生涯学習課	<p>● 監査委員の指摘事項(所属個別)</p> <p>ユーベルホールの運営(関係課:まちづくり推進課) (前文略)</p> <p>ユーベルホールに関する本町の社会教育委員会や文化ホール運営協議会においても議論されるが、その結果どのように反映されているか不明である。</p> <p>主に公共施設再編検討委員会において検討されているが、本町関係機関への説明は、町のしかるべき責任者がしっかりと説明責任を果たされたい。</p> <p>令和3年度より、公共施設再編検討委員会において、公共施設の設面及び機能面を含めた、今後の在り方にについて協議されます。また、社会教育委員会等においても、公共施設再編検討委員会の検討経過も踏まえ、生涯学習施設の方向性について、施設の統合や複合化を含め、継続して協議していきたいと考えています。</p> <p>令和3年度は社会教育委員会と文化ホール運営協議会の合同会議を実施し、施設見学や町の現況と今後についての情報共有を行いました。会議では公共施設再編の検討や議論の進め方にについて意見をいただき、公共施設再編検討委員会に報告しました。</p> <p>議事概要 https://www.town.toyono.osaka.jp/page/page004676.html</p>
図書館	<p>令和2年度の補助事業の執行につき、コロナ禍の影響もあり補助金交付申請時に当初計画していた補助事業が止む無く中止になり補助金が返還された件について</p> <p>● 図書館相互利用協定</p> <p>箕面市との協定に関しては、箕面市北部地域には図書館がないため、箕面森町の住民の町立図書館の利用のメリットはあるが、本町の住民が箕面市図書館まで出向くメリットは移動時間、本協定書締結までに、相互利用が対等な立場で、本町としてのメリットが活かされ箕面市電子図書の利用が可能となるよう協議検討を進められたい。</p> <p>令和3年度より、公共施設再編検討委員会において、公共施設の設面及び機能面を含めた、今後の在り方にについて協議されます。また、社会教育委員会等においても、公共施設再編検討委員会の検討経過も踏まえ、生涯学習施設の方向性について、施設の統合や複合化を含め、継続して協議していきたいと考えています。</p> <p>令和3年度は社会教育委員会と文化ホール運営協議会の合同会議を実施し、施設見学や町の現況と今後についての情報共有を行いました。会議では公共施設再編の検討や議論の進め方にについて意見をいただき、公共施設再編検討委員会に報告しました。</p> <p>議事概要 https://www.town.toyono.osaka.jp/page/page004676.html</p>